

平成20年度第2回芦屋市地域密着型サービス運営委員会 会議録

日 時	平成20年12月16日(火) 13時30分 ~ 15時30分		
会 場	市役所南館4階 会議室2		
出席者	委員長 長田 貴 委員 宮崎 睦雄 羽田 稔郎 川島 知榮子 上田 利重子 小林 正美 高橋 順子 塩川 吉美 安宅 桂子 事務局 高年福祉課課長 安達 昌宏 高年福祉課主幹 寺本 慎児 高年福祉課主査 細井 洋海 高年福祉課主査 山田 弥生 高年福祉課主査 田嶋 香苗 高年福祉課主事 明石 典子		
会議の公表	公開	非公開	部分公開
	< 非公開・部分公開とした場合の理由 >		
傍聴者数	0人		

1 議 題

地域密着型サービス状況報告について

- (1) 潮芦屋複合施設の建設計画について
- (2) 地域密着型サービス平成21年度～23年度の整備計画について
- (3) 地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金について
- (4) 指定更新について
- (5) 市外事業所の新規指定について
- (6) グループホーム連絡会の活動状況について

事務局から報告

(長田委員長)

ありがとうございました。質問はございますか。

(羽田委員)

潮芦屋複合施設については、設計会社の変更や事業者側の都合で延期されていた状況において、今回のような結果に至りましたが、今後はもう少し詳しく進捗状況を報告していただけたらと思います。

(事務局)

今後も何か変更等が生じた場合においては随時報告させていただきたいと思いません。

(羽田委員)

今後、事業者から保証金を預かるような事をされた方がいいのではないのでしょうか。保証金を支払うとなると、手を挙げられる事業者が少なくなるようなことも懸念されますが、何か対策をした方が良くと思います。

(事務局)

事業者に対するペナルティについては、保証金等を徴収することは制度上できません。辞退をした場合は以後数年間において手を挙げることが出来ない取決めをしている市町もございますので、同様の規制を定めることは出来るのではないかと思います。

(長田委員長)

今後、新たに事業をされる事業者に対して安易に手を挙げられるのではなく、計画性を持って取り組んでいただけるよう、意識向上を促す為に、何らかの規制は必要ではないかと思います。

(事務局)

具体的な内容については、今後検討させていただきます。

(長田委員長)

他の地域については、それぞれの市町で独自に決められているのですか。

(事務局)

そうです。

(小林委員)

辞退届は正式に市長あてに受理されているのですか。

(事務局)

11月4日付けで市長あてで受理しています。

(小林委員)

T I M E 2 4 は、定款によると様々な事業をされておられますが、今回の辞退についてT I M E 2 4 そのものの事業運営に問題があつてのことなのか、あるいは、一部の事業において採算性が見込まれないからなのですか。

(事務局)

建築資材の高騰により建築単価が非常に高くなっていることです。それに加えて、芦屋ブーケの里の運営状況が思うように伸びていないこともあり、将来的に赤字になる不安があるという理由です。

(小林委員)

芦屋ブーケの里の運営状況が思わしくない状況で、同じような合築の施設を建てることで適正な運営ができるか懸念すべきところだと思います。今回の事業計画において、新たに小規模特養を検討されていますが全国の調査結果によると、50名以下の特養は赤字経営が多いそうです。採算性を十分に考慮して事業計画を進めていく必要があると思います。

(事務局)

小規模の特養については、赤字経営が多いという実状は聞いております。ただ、芦屋市においても特養の待機者が非常に多く、その方たちの受け入れ先を確保しなければいけないと考えております。

(長田委員長)

整備計画数について、現在示されている内容から変更される可能性はありますか。

(事務局)

ありません。この整備数で進めていきます。

(川島委員)

事業者をお願いするのではなく、市が主体となって運営に協力することはできないのでしょうか。他市では、空き家利用をして民間やNPOが介護保険ではないサービスをしているところもあります。芦屋市も民間利用を考えていくべきでないか。

(事務局)

市が主体となって事業を行うことは難しい。民間利用については、いろいろな制約が無い分、利用者を保護しなければならない必要性があります。介護保険制度になると様々な制約があり堅苦しい部分がありますが、利用者を守る事ができます。民間利用についても、補完し、協力し合いながら地域に貢献する事は非常にいい考えだと思います。将来的には民間利用についても検討する必要はあると思います。

(長田委員長)

協力し合って、地域を支えていく考えは非常に大切な事だと思います。まずは、介護保険制度に沿った地域密着型サービスを充実させ、さらに効果的にするために地域の力を両立できるような仕組みができるように考えていきたいと思っております。

議題4～5について事務局から報告

(長田委員長)

ありがとうございました。質問はございますか。

(小林委員)

平成19年9月に事業者連絡会が発足して現在40事業者が加入しており加入率も9割近くになっています。その中で、訪問部会や通所部会、グループホーム連絡会ができ、すばらしい結果になっています。それぞれの事業者間同士が勉強会を開

いたり、研修を行ったりと利用者の方に対して質のいいサービスを提供できるように活動していますので、今後ご理解いただければと思います。

他市の方が芦屋市の施設を利用される場合や、また逆のケースにおいて、お断りしたケースや断られたケースはありますか。

(事務局)

地域密着型サービスについては、それぞれの市町村が指定権限を持っていますので、他市の方の利用や他市の事業所の利用については、市町村によって取扱いが異なります。市によっては、認められる地域が限定されている場合や独自の規則を設けている場合もありますので、事例が発生した場合には、協議相手となる市町村によっては同じようなケースであっても結果が異なることとなります。芦屋市としても、芦屋市民の方の資源であることから、十分に協議し決定をしています。

(長田委員長)

グループホームの交換研修の提案は非常に素晴らしいと思います。質の向上を図る為にとってもいい研修だと思いますし、是非進めていただきたいと思います。

2 その他

事務局から報告

(長田委員長)

本日の会議は閉会いたします。

以 上